議案第12号

級別職務区分表の告示の一部改正について

平成29年3月22日提出　　岩手県人事委員会　委員長　　熊谷　隆司

第１　趣旨

組織改編に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第２　告示案の内容

⑴　警察の組織改編に伴う組織規則の改正（３月24日公布、３月28日施行）に合わせ、所要の改正をすること。（１行政職給料表関係）

⑵　知事部局及び教育委員会の組織改編に伴う行政組織規則の改正（３月31日公布、４月１日施行）に合わせ、所要の改正をすること。（１行政職給料表、３教育職給料表（１）、４教育職給料表（２）、５研究職給料表、７医療職給料表（２）及び８医療職給料表（３）関係）

第３　施行期日

⑴　警察の組織改編に伴う改正は、平成29年３月28日から施行する。

⑵　知事部局及び教育委員会の組織改編に伴う改正は、平成29年４月１日から施行する。

岩手県人事委員会告示第　号

級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第３号）の一部を次のように改正し、平成29年３月28日から施行する。

平成29年３月　日

岩手県人事委員会

委員長　熊　谷　隆　司

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
1　行政職給料表
<table>
<tr><td colspan="3">区　分</td><td>［略］</td><td>6　級</td><td>7　級</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td><td></td><td colspan="2">［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>警察</td><td>本部等</td><td>本部</td><td></td><td>［略］
自動車運転免許試験場長

給与調査官
［略］</td><td>［略］
自動車運転免許試験場長

給与調査官
［略］</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>［略］</td><td></td><td colspan="2">［略］</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">［略］</td><td></td><td colspan="2">［略］</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td><td></td><td colspan="2">［略］</td><td></td></tr>
</table>
［略］
</td><td>
1　行政職給料表
<table>
<tr><td colspan="3">区　分</td><td>［略］</td><td>6　級</td><td>7　級</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td><td></td><td colspan="2">［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>警察</td><td>本部等</td><td>本部</td><td></td><td>［略］
自動車運転免許試験場長
<u>人事調査官</u>
給与調査官
［略］</td><td>［略］
自動車運転免許試験場長
<u>人事調査官</u>
給与調査官
［略］</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>［略］</td><td></td><td colspan="2">［略］</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">［略］</td><td></td><td colspan="2">［略］</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td><td></td><td colspan="2">［略］</td><td></td></tr>
</table>
［略］
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

岩手県人事委員会告示第　号

級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第３号）の一部を次のように改正し、平成29年４月１日から施行する。

平成29年３月　日

岩手県人事委員会

委員長　熊　谷　隆　司

改正前

1　行政職給料表

区分			［略］	3級	4級	5級	6級	7級	［略］	9級	［略］
知事の事務部局	本庁			主査 主任 建築監視員 ［略］	主任主査 主査 主査行政専門員	［略］ 主任主査	［略］ ふるさと振興監 地域連携推進監 医師支援推進監 ［略］	［略］ ふるさと振興監 地域連携推進監 医師支援推進監 ［略］		［略］ 秘書広報室長 国体・障がい者スポーツ大会局長 理事 ［略］	
	広域振興局			［略］			部長（盛岡を除く。） 特命参事 ［略］	部長（盛岡を除く。） 特命参事 ［略］		［略］	
	出先機関	［略］		［略］						［略］	
		林業技術センター		［略］		企画総務部長 研修部長	［略］				
		［略］		［略］						［略］	
	［略］			［略］						［略］	
［略］				［略］						［略］	
教育委員会の事務局等	本庁			文化財専門員（主任相当、主査相当） スポーツ医・科学専門員（主任相当、主査相当） 保健体育主事 主査 ［略］	上席文化財専門員 上席スポーツ医・科学専門員 主任保健体育主事 主任主査 ［略］ 文化財専門員（主査相当） スポー	［略］ 上席文化財専門員 上席スポーツ医・科学専門員 主任保健体育主事 主任主査 ［略］	［略］				

改正後

1　行政職給料表

区分			［略］	3級	4級	5級	6級	7級	［略］	9級	［略］
知事の事務部局	本庁			主査 主査スポーツ医・科学専門員 主任 主任スポーツ医・科学専門員 建築監視員 ［略］	主任主査 上席スポーツ医・科学専門員 主査 主査スポーツ医・科学専門員 主査行政専門員	［略］ 主任主査 上席スポーツ医・科学専門員	［略］ ふるさと振興監 地域振興監 地域連携推進監 国際監 医師支援推進監 ［略］	［略］ ふるさと振興監 地域振興監 地域連携推進監 国際監 医師支援推進監 ［略］		［略］ 秘書広報室長 理事 ［略］	
	広域振興局			［略］			部長（盛岡を除く。） 審査指導監 特命参事 ［略］	部長（盛岡を除く。） 審査指導監 特命参事 ［略］		［略］	
	出先機関	［略］		［略］						［略］	
		林業技術センター		［略］		企画総務部長	［略］				
		［略］		［略］						［略］	
	［略］			［略］						［略］	
［略］				［略］						［略］	
教育委員会の事務局等	本庁			文化財専門員（主任相当、主査相当） 主査 ［略］	上席文化財専門員 主任主査 ［略］ 文化財専門員（主査相当）	［略］ 上席文化財専門員 主任主査 ［略］	［略］				

					ツ医・科学専門員（主査相当）保健体育主事主査［略］						
	［略］			［略］					［略］		
［略］				［略］					［略］		

［略］

3　教育職給料表（1）

区　分			1　級	2　級	特２級	3　級	4　級
知事の事務部局							
	出先機関	産業技術短期大学校	［略］				
		［略］					
［略］							

備考１　教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て３級又は４級に決定するものとする。

２・３　［略］

4　教育職給料表（2）

区　分			1　級	2　級	特２級	3　級	4　級
教育委員会の事務局等	本庁		［略］				
	［略］						

備考１　教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て３級又は４級に決定するものとする。

２　［略］

5　研究職給料表

区　分			［略］	2　級	3　級	［略］
知事の事務部局	本庁					
	［略］			［略］		

						主査［略］					
	［略］			［略］					［略］		
［略］				［略］					［略］		

［略］

3　教育職給料表（1）

区　分			1　級	2　級	特２級	3　級	4　級
知事の事務部局	本庁			主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員
	出先機関	産業技術短期大学校	［略］				
		［略］					
［略］							

備考１　知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て３級又は４級に決定するものとする。

２・３　［略］

4　教育職給料表（2）

区　分			1　級	2　級	特２級	3　級	4　級
知事の事務部局	本庁			主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員
教育委員会の事務局等	本庁		［略］				
	［略］						

備考１　知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て３級又は４級に決定するものとする。

２　［略］

5　研究職給料表

区　分			［略］	2　級	3　級	［略］
知事の事務部局	本庁			主任専門学芸員 専門学芸員	上席専門学芸員 主任専門学芸員	
	［略］			［略］		

［略］		［略］	

［略］

7　医療職給料表（２）

区　分			［略］	６　級	［略］
知事の事務部局	［略］			［略］	
				主幹	
	［略］				
［略］				［略］	

［略］

8　医療職給料表（３）

区　分			［略］	６　級
知事の事務部局	［略］			［略］
				主幹
	［略］			
［略］				［略］

［略］

［略］		［略］	

［略］

7　医療職給料表（２）

区　分			［略］	６　級	［略］
知事の事務部局	［略］			［略］	
				技術主幹	
	［略］				
［略］				［略］	

［略］

8　医療職給料表（３）

区　分			［略］	６　級
知事の事務部局	［略］			［略］
				技術主幹
	［略］			
［略］				［略］

［略］

備考　改正部分は、下線の部分である。

人事委員会協議済
（H29．3．9）

級別職務区分表の告示の一部改正について（警察）

1　検討の趣旨

警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正をしようとするもの。

2　職の新設に係る検討

警察本部から協議のあった職の新設については、以下のとおり適当と認められる。

人事調査官の新設

職	給料表	職務の級	理由
人事調査官	行政職	６・７級	・　現在、監察官（公安職）が人事調査官を兼務しているが、改正地方公務員法への対応（人事評価制度の運用・退職管理等）及び働き方改革に向けた既存制度の見直し等の行政事務の増加に伴い、行政職の職員を単独で配置する必要があること。 ・　現行の行政職の職である給与調査官と均衡が取れていること。

3　施行期日

平成 29 年３月 28 日から施行すること。

人事委員会協議済
（H29．3．9）

級別職務区分表の告示の一部改正について

1　検討の趣旨

知事部局及び教育委員会の組織改編等に伴い、所要の改正をしようとするもの。

2　職の新設及び見直しに係る検討

任命権者から協議のあった職の新設、見直し等については、以下のとおり適当と認められる。

⑴　地域振興監、国際監、審査指導監の新設【知事部局】

職	給料表	職務の級	理由
地域振興監	行政職	６・７級	・　全県的な地域振興施策の企画立案や総合調整を担う職であること。 ・　県北沿岸振興課長の職を指揮監督する職として、相当程度の困難性が認められる職であること。
国際監	行政職	６・７級	・　国際関連業務を総括する組織の実務責任者として、関係課の総括課長や室長と連携、調整する職であること。 ・　国際監を兼務する関係課の総括課長や室長と連携、調整する職として、相当程度の困難性が認められる職であること。
審査指導監	行政職	６・７級	・　広域振興局に設置される局長直属の出納組織として、支出命令と支出審査のチェック体制強化を担う職であること。 ・　広域振興局の課長級と同等の職責及び職務の困難性が認められる職であること。

⑵　専門学芸員等の新設【知事部局（復興局まちづくり再生課）】

職	給料表	職務の級	理由
専門学芸員	研究職	２級	・　震災津波伝承施設の整備に当たり、極めて専門性が高く膨大な学芸分野の業務が発生することから、復興局に知識と経験を有する専門学芸員（研究職給料表適用）を設置すること。 ・　職務の級について、教育委員会に規定のある専門学芸員等と均衡が取れていること。
主任専門学芸員	研究職	２・３級	
上席専門学芸員	研究職	３級	

⑶　主任スポーツ医・科学専門員等の新設【知事部局（文化スポーツ部スポーツ振興課）】

職	給料表	職務の級	理由
主任スポーツ医・科学専門員	行政職	３級	・　文化・スポーツ関連業務の知事部局一元化に伴い、現在、教育委員会のスポーツ健康課に置かれている「スポーツ医・科学専門員」の職を、知事部局の文化スポーツ部スポーツ振興課に設置する職であること。（これに伴い、教育委員会のスポーツ医・科学専門員は廃止すること。） ・　職務の級について、現行の教育委員会に規定のあるスポーツ医・科学専門員と均衡が取れていること。
主査スポーツ医・科学専門員	行政職	３・４級	
上席スポーツ医・科学専門員	行政職	４・５級	

⑷　スポーツ振興専門員等の新設【知事部局（文化スポーツ部スポーツ振興課）】

職	給料表	職務の級	理由
スポーツ振興専門員	教育職(1)・(2)	２級	・　文化・スポーツ関連業務の知事部局一元化に伴い、現在、教育委員会のスポーツ健康課に置かれている「指導主事兼保健体育主事」の職を、知事部局の文化スポーツ部スポーツ振興課に設置する職であること。 ・　知事部局に移管される業務は、スポーツや学校体育に係る専門的な知見及び児童生徒の教育に関する知見を有する教育職給料表適用職員が従事することが適当なものであること。
主任スポーツ振興専門員	教育職(1)・(2)	２級	
主査スポーツ振興専門員	教育職(1)・(2)	２級	
上席スポーツ振興専門員	教育職(1)・(2)	３級	
首席スポーツ振興専門員	教育職(1)・(2)	４級	

⑸　林業技術センターの研修部長に研究職給料表を適用【知事部局】

職	給料表	職務の級	理由
研修部長	行政職 ↓ 研究職	５級 ↓ ３級	・　林業技術センターは、林業の振興・普及を目的とした調査研究機関であり、職員には研究職給料表が適用されていたこと。 ・　副所長（研究職）が兼任していた企画研修部長の職を、平成 20 年度に研修部長として規定した際に、行政職給料表適用とされたこと。 ・　平成 29 年度から林業アカデミーが開講することとなり、研究と研修を一体的に進めながら人材育成を行うことが主たる業務となることから、本来の研究職給料表を適用するものであること。

⑹　国体関連組織の廃止にともなう職の廃止【知事部局】

職	給料表	職務の級	理由
国体・障がい者スポーツ大会局長	行政職	９級	・　組織再編に伴い廃止されるものであること。

⑺　保健体育主事等の廃止【教育委員会】

職	給料表	職務の級	理由
保健体育主事	行政職	３・４級	・　現在、教育委員会に置かれている「保健体育主事」について、業務が知事部局の文化スポーツ部に移管されることから、職制を見直し廃止すること。 ・　業務の移管に伴い廃止されるものであること。
主任保健体育主事	行政職	４・５級	

⑻　その他所要の整備

職	給料表	職務の級	理由
主幹 ↓ 技術主幹	医療職(2) 医療職(3)	６級	・　直近の発令を確認した際に、任命権者に対し級別職務区分表との齟齬を指摘していたこと。 ・　他の給料表に合わせた職名とすること。

３　施行期日

平成 29 年４月１日から施行すること。